

令和元年7月3日
道路局企画課
道路交通管理課

重要物流道路における国際海上コンテナ車（40ft 背高） 特殊車両通行許可不要区間の運用開始日等について

～国際海上コンテナ車による輸送の機動性の強化～

国土交通省は、重要物流道路における国際海上コンテナ車（40ft 背高）特殊車両通行許可不要区間の詳細についてとりまとめました。運用開始日については、各道路管理者における指定の後、令和元年7月31日を予定しております。

平成30年3月に「重要物流道路制度」が創設され、重要物流道路に係る特別の構造基準が規定されたことにより、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行することができる環境が整いつつあります。

このため、本年3月、車両制限令を改正し、道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限値を引き上げることにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特殊車両通行許可を不要とする措置を創設したところです。

今般、重要物流道路における国際海上コンテナ車（40ft 背高）特殊車両通行許可不要区間の詳細が別添の通りとりまとまりましたので、お知らせします。

※特殊車両通行許可不要区間の指定予定区間は以下のページで公表しています。

<http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/butsuryu/Top03-02-03.htm>

【別添】

- ・別添1 国際海上コンテナ車（40ft 背高）特殊車両通行許可不要区間について（概要）
- ・別添2 特殊車両通行許可不要区間の通行要件について

<問い合わせ先> 国土交通省代表番号：03-5253-8111

国土交通省 道路局

企画課 米田（内線：37622 直通：03-5253-8487 FAX：03-5253-1618）

道路交通管理課 瀬戸（内線：37432 直通：03-5253-8483 FAX：03-5253-1617）

概要

- 平成30年3月に「重要物流道路制度」が創設され、重要物流道路に係る特別の構造基準が規定されたことにより、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行することができる環境が整いつつある。
- このため、道路管理者が道路構造等の観点から支障がないと認めて指定した区間に限定して、道路を通行する車両の制限値を引き上げるにより、一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可を不要とする。

指定延長(予定)

重要物流道路(約3万5千km)のうち

・高速道路	約12,200km
・直轄国道	約15,000km
・地方管理道路 (拠点へのラストマイル等)	約2,800km
合計	約30,000km

効果

- 当該区間の通行にあたり特車許可は不要



国際海上コンテナ車(40ft背高)が機動的に通行できる道路ネットワークの構築

運用開始日について

- 運用開始日は、各道路管理者における指定の後、**令和元年7月31日**を予定。

<対象車種>

国際海上コンテナ車(40ft背高)



<一般的制限値の引き上げ>

	高速自動車国道 ・その他	重要物流道路 (道路構造等の観点から 支障のない区間)	国際海上コンテナ車(40ft背高) 特殊車両通行許可不要区間
総重量(t)	20 重さ指定道路25 ^{※1}		44^{※2}
車高(m)	3.8 高さ指定道路4.1		4.1^{※3}
車長(m)	12		16.5

※1 車両長及び軸距に応じた制限あり

※2 車両の車軸の数及び軸距に応じた制限あり
このほか、軸重(11.5t)、輪荷重(5.75t)の制限あり

※3 現行の規定(高さ指定道路)により指定

<要件>

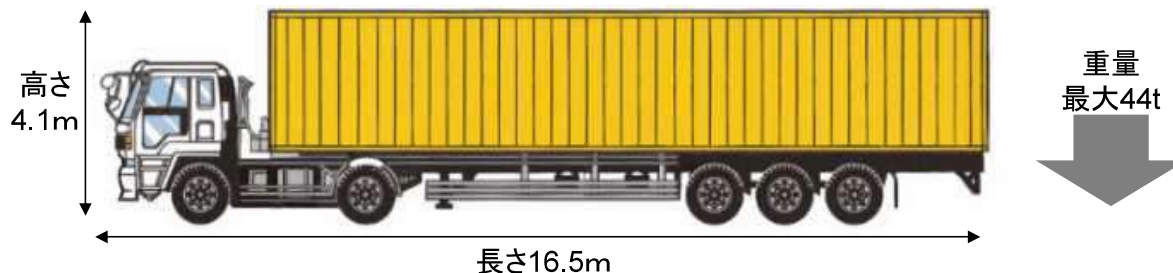
- ① 国際海上コンテナを運搬するものであることを**証明する書類の携行**
- ② **ETC2.0**車載器の搭載及び登録 等

○特殊車両通行許可不要区間において、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可を不要とする要件は以下のとおりです。

<対象車種>

国際海上コンテナ車(40ft背高)

	特殊車両通行許可不要区間 一般的制限値
総重量(t)	44 ※1
車高(m)	4.1 ※2
車長(m)	16.5



※1 車両の車軸の数及び軸距に応じた制限あり。このほか、軸重(11.5t)、輪荷重(5.75t)の制限あり。

[車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第一条の四を参照]

※2 現行の規定(高さ指定道路)により指定

<国際海上コンテナ車(40ft背高)の通行要件>

① 国際海上コンテナを運搬するものであることを証明する書類の携行

[現に運搬しているコンテナに係る機器受渡証、輸出入の用に供するコンテナの運搬を指示する旨の記載がある書面を予定]

② ETC2.0車載器の搭載及び登録

[業務支援用ETC2.0車載器を搭載し、特殊車両通行許可オンライン申請webサイト(通称PRサイト)から「車載器管理番号」「ASL-ID」「自動車登録番号」を登録したもの]
(登録開始日については、PRサイトでお知らせいたします)

<特殊車両通行許可不要区間の確認方法>

- PRサイトにおいて、許可不要区間をデジタルマップで公表予定
(公表時期については、後日、PRサイトでお知らせいたします)

<留意事項>

- 支障がないと認めて指定した区間内でも、交差点における折進禁止や誘導措置の条件が付される箇所があります
[PRサイトにおいて、デジタルマップで公表予定]
- 橋、高架等の構造の道路(高速道路除く)を通行する場合は、原則、徐行及び連行禁止が条件となります